非常用の照明装置	五万千円
給水タンク又は貯水タンク	五万千円
冷却塔設備	五万千円
エレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のもの	七万七千円
エスカレーター	七万七千円
避雷設備	五万千円
乗用エレベーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）の部分で、昇降路及び機械室以外のもの	七万七千円
エスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）の部分で、トラス又ははりを支える部分以外のもの	七万七千円
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設又はメリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するものの部分のうち、かご、車両その他人を乗せる部分及びこれを支え、又はつる構造上主要な部分並びに非常止め装置の部分	七万七千円

第十九号様式（第四条、第四条の四の二関係）（A４）

（略）

（注意）

１．～４．　（略）

５．第四面関係

①～⑧　（略）

⑨　施工図、工場の検査記録その他照合に必要な図書を用いて設計図書と申請建築物との照合を行つた場合、「照合内容」に記載した内容に応じ、「照合方法」にその方法を全て記載して下さい。

⑩～⑫　（略）

第二十六号様式（第四条の八、第四条の十一の二関係）（A４）

（略）

（注意）

１．～４．　（略）

５．第四面関係

①～⑧　（略）

⑨～⑪　（略）

第二十六号様式（第四条の八、第四条の十一の二関係）（A４）

（略）

（注意）

１．～４．　（略）

５．第四面関係

①～⑧　（略）

（新設）

⑨～⑪　（略）

非常用の照明装置	五万円
給水タンク又は貯水タンク	五万円
冷却塔設備	五万円
エレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のもの	七万六千円
エスカレーター	七万六千円
避雷設備	五万円
乗用エレベーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）の部分で、昇降路及び機械室以外のもの	七万六千円
エスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）の部分で、トラス又ははりを支える部分以外のもの	七万六千円
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設又はメリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するものの部分のうち、かご、車両その他人を乗せる部分及びこれを支え、又はつる構造上主要な部分並びに非常止め装置の部分	七万六千円